

東京での「定点支援」47年

久保田 好生（東京・水俣病を告発する会）

1、47年前＝1970年の東京は騒然としていた

（みなさんの父母が生まれた頃？）

- ・タテカン（立看板）林立の大学キャンパス /1968-69年をピークとした学園闘争の余韻さめやらめ時代
- ・70年日米安保自動延長、三里塚空港用地強制収用、公害列島 /マルクス主義や革命論が当たり前のように語られていた
- ・「大学の学問は誰のため、何のためか。大学生として出世の梯子を上ることは許されるか」 /自己否定論という問い
- ・ベトナム戦争や基地の島沖縄への「加害者意識」 /学内で「ペ平連」を作印デモなどに参加、代議員大会で議論
どうすれば加害者側に連ならず、被害者側に身を寄せられるか？ ベトナムは他国、沖縄にも知人はいない *1
- ・5月ごろ石牟礼道子「苦海浄土」を読む 6月「東京・水俣病を告発する会」発足
- 10月 自主講座「公害原論」（宇井純）開講 11月 大阪のチッソ株主総会へ（一株運動） /水俣病患者との出会い

2、1971年暮れー1973年のチッソ東京本社前

（ファンの選手やタレントと出会ったらどうする？）

- ・水俣病患者と家族は、支援を必要とするが、単なる「かわいそうな人」では全然なかった。 （「キャラ立ち」の多士済々）
/浜元フミヨさんの社長への訴え、川本輝夫さんの行動力、重症胎児性・上村智子さんと家族の上京。
- ・「支援者は患者の前に出ず下働きに徹すべし」 /水俣病を告発する会（元祖・熊本）の、抑制的な方法論
- ・1971暮～ チッソ東京本社前の自主交渉座り込み /強制排除されてからは本社前路上にテントを設置。 /朝ビラまき、昼は4階チッソへ交渉要求の申し入れ、夕方街頭カンパ 支援学生がフル稼働 /「チッソ城下町」で孤立する患者を都会の支援と世論が支えた
（チッソ水俣工場前の座り込みは、自主交渉派患者家族と少数支援者が支えた）
- ・1973 3月 一次訴訟判決後、本社での東京交渉団（訴訟派+自主交渉派）交渉 /「只管打坐」の座り込み学生群が外堀を埋めた /チッソは5月から社員ごと逃亡 /1973. 7 認定患者への補償協定

3、以後、水俣病闘争は、未認定問題の「持久戦」へ

（志やボランティア活動と、食い扶持の相克・両立）

- ・「チッソ本社前支援学生」その後
 - a 水俣現地へ移住 /私と同年代で1970-80年代に現地移住し、今も患者を支えている知人友人が少なくない *2
 - b 出身地へ戻る / 大阪と名古屋の「告発する会」は県外移住の潜在患者発掘を開始
 - c 東京で卒業・就職 /東京地裁には川本輝夫さんの刑事弾圧裁判が残る
年に数度の患者上京。川本裁判傍聴、集会、環境庁交渉、観光（「コスパ」高い2泊3日）
- ・水俣病闘争 /運動の三層構造： 患者+現地支援者+各地支援者 *3

4、今につながる川本輝夫さん（1931-1999）の視点と実践

- ・以後も東京支援者と川本輝夫さんの連携は続き、1999 追悼集会・追悼集刊行、2006 著書「水俣病誌」刊行
「水俣学講義」発足時点ではすでに故人。 略歴→*4
- ・「患者はまだもっと居る」1969年から言い続けて来た人
動機は父の非業の死 /認定申請の用紙を市役所から取るだけでも闘い /徳臣S28-35年説を破る
/「胎児性患者の母たち」に着目 /自転車の川本さん

1969 6. 訴訟派提訴と同時に 水俣病認定促進の会を立ち上げ

1969 夏 原田正純医師と会う

→岩波新書「水俣病」 p 138 以下

1970 4. 民医連医師に最初に呼びかけたのも川本さん

→大月書店 1997 「水俣病 共に生きた人々」 p 34

・闘う患者は自身のみならず家族親族の被害を背負っている／

たとえば緒方正実さん（2005 行政不服勝利 2006 認定）、溝口秋生さん（2013 最高裁勝訴、故母チエさん認定）

5、今も最大の課題 **健康被害者の全体像**をどうとらえるか

・2004 関西訴訟最高裁判決後の衝撃 時代が下るほど「裾野」が見えて来た

患者数→別表

・宙に浮いたままの「47 万人住民健康調査」（熊本県／潮谷知事時代）

県計画→* 5

・今年度は患者など 25 団体で合同の署名活動

・食品衛生法への着目

第六条二項の不適用は厚生行政の原罪

第五八条の実践 津田敏秀医師、二宮正医師

食品衛生法条文→* 6

・東京では「食品衛生法による調査義務付け」を提訴中

／第一次：佐藤英樹さん原告（控訴審敗訴） 第二次：津田敏英医師原告（来年から控訴審）

6、補償との関連で、**チッソ**について一言

チッソ債務の概要→* 7

・本来、患者補償により倒産したはずの会社が存続しているのは、患者補償を完遂させるための政策による。

株売却によるチッソ・JNC 免責（2009 特措法）は永久凍結すべき。**チッソは、患者に足を向けて寝られぬはず。**

7、まとめの挨拶

・同時代の大事件に「立ち会ってる」こと。

水俣病も熊本地震（熊本学園大の皆様の被災にお見舞い申し上げます）も辛い被災だけれど、歴史や教科書に残る事件に立ち会ったことは貴重。熊本地震でも水俣病でも、当事者・関係者としての体験や見聞を、将来、子や孫に伝えてください。

・地震被災者支援：学園大実践への敬意

学習も実習も大事だが、現場で得たリアルな経験はなお貴重。被害を被害感だけで終わらせない勁さと英知。

好奇心も正義感も旺盛なうちに、いろんなことを体験・見聞しておくことを勧めます。

久保田 好生 くぼた よしお

*1951 東京生まれ。公立小中高を経て 1976 東京大学教養学科卒業。1978～2016 都立高校国語科教員（定時制 2 校・全日制 3 校）

*大学に入った 1970 年 6 月「東京・水俣病を告発する会」発足に参加し 47 年目。1972 チッソ本社前で配るビラ『日刊恥ッ素』創刊。

1972-80 自主交渉弾丸川本輝夫さん刑事訴訟・1978-86 棄却取消第一次行政訴訟（御手洗訴訟）弁護士事務局。政治決着後の 1997 年に創刊した『季刊 水俣支援』は来年で 20 年目の 80 号。（「水俣フォーラム」には 1997 発足と命名に関わり 2001 まで運営委員）

*編集した書籍：川本輝夫『水俣病誌』（2006 世織書房）／『ある公害・環境学者の足取り 追悼 宇井純に学ぶ』（2008 亜紀書房）

／緒方正実『水俣・女島の海に生きる』（2016 世織書房）。

注記・資料

* 1 政治思想の中では「V 'narod (労働者農民の中へ)」「為人民服務 (人民に奉仕する)」という視点に共感を持った。当時、在日外国人や被差別部落民など個別テーマの運動に加担する意義を津村喬は「具体性のほうへ」と表現した。

* 2 1970年代に学生で、1970—80年代に現地に移住し、今も貴重な仕事をしている人たち (順不同、敬称略)

高倉史朗 (ガイアみなまた/千葉出身) 谷洋一 (互助会訴訟事務局/福岡) 加藤タケ子 (ほっとはうす/東京)
大沢忠夫 (関西訴訟署名東海道行脚/京都) 中村雄幸 (先月講師)・藤本寿子 (水俣市議/鹿児島) 吉永利夫 (水俣病を語り継ぐ会/静岡) 金刺潤平 (浮浪雲工房) 近澤一充・寿子 (鍼灸院) 坂本昭子 (弁護士・患者家族)
永野隆文 (せっけん工場) 等々。/水俣は移住者が多い土地。川本輝夫さんも石牟礼道子さんも親の代に天草から移住。チッソの創始者や1945敗戦後朝鮮窒素からの撤収組も「ヨソモノ」だった。

* 3 柳田国男 (民俗学者) が住民共同体を理解し研究する3つの視角として「定住者、移住者、旅人」を挙げている。これは「患者、現地支援者、各地支援者」という水俣病闘争・運動の重層性と共通する。

* 4 川本輝夫さん略歴

1931 (昭和6) 水俣生まれ。生活のため水俣高校中退後、漁業手伝い・建築作業員・チッソ臨時工などを経て病院勤務。寝たきりの父を介護しつつ准看護師資格を取得。父の死や自身の発病を契機に潜在患者発掘を開始。1971行政不服審査請求の裁決で勝ち患者認定を得ると自主交渉派を率いてチッソ東京本社に座りこみ。判決後、訴訟派患者とともに1973「補償協定」を勝ち取る。刑事訴訟は「公訴棄却」(検察の起訴自体を破棄する)という画期的勝訴で1980確定。以後も未認定患者運動の先頭に立ち1995まで患者連合相談役。水俣病患者連盟委員長、水俣市議会議員3期。

* 5 熊本県文書2004 + 潮谷元知事のことば

<今後の水俣病対策について 平成16年11月29日 熊本県> (抜粋)

1、最高裁判所から水俣病関西訴訟の判決が言い渡され、国及び熊本県の国家賠償法上の責任が確定したことに伴い、熊本県としては、今後、次のような対策を講じていく必要があると考えています。 (① ② ④ 略)

③八代海 (不知火海) 沿岸地域の住民等の健康調査について (案)

- 1、目的 八代海沿岸地域に居住歴がある者に対して、メチル水銀が健康に与える影響を広く把握するために健康調査を実施する。
- 2、実施主体 国、熊本県
- 3、対象者 (見込み) 八代海地域に居住歴がある者 約47万人 (26市町) (熊本県 373,000人 20市町) (鹿児島県 97,000人 5市町) ※人口は、平成12年国勢調査
- 4 方法 (1) アンケート調査 (2) 医師による検診 5、見込み経費 873,000千円 6、実施時期 国と協議

* 「関西訴訟最高裁判決後、熊本県は疫学調査を国に提案しましたが施行には至りませんでした。私には今でも降ろせない提案です。」 潮谷義子 (日本社会事業大理事長) 『水俣・女島の海に生きる』(緒方正実著/世織書房) 付録所収

* 6 食品衛生法 採取・販売禁止条項 調査義務付け条項

第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。

第五十八条 食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者（以下「食中毒患者等」という。）

を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を**届け出なければならない**。

2 保健所長は、前項の届出を受けたときその他食中毒患者等が発生していると認めるときは、速やかに都道府県知事等に報告するとともに、政令で定めるところにより、**調査しなければならない**。

3 都道府県知事等は、前項の規定により保健所長より報告を受けた場合であつて、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、又は発生するおそれがあると認めるときその他厚生労働省令で定めるときは、直ちに、厚生労働大臣に**報告しなければならない**。

4 保健所長は、第二項の規定による調査を行ったときは、政令で定めるところにより、都道府県知事等に**報告しなければならない**。

5 都道府県知事等は、前項の規定による報告を受けたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に**報告しなければならない**。

*** 7 チッソの債務と返還状況**

(季刊「水俣支援」64号 矢作正論文等による。2012年時点の概算)

<債務> 認定患者補償 1494億円 1995政治決着一時金 317億円 2009特措法決着一時金 576億円
 ヘドロ処理等 372億円 県債金利 1125億円 債務免除▲270億円 過去債務合計 3614億円
 <債務残高> 債務 2141億円 利子 1304億円 返却分▲1332億円 残債 2113億円

表 水俣病患者・被害者数

2016年9月末現在

熊本県	鹿児島県	新潟県・市	計
-----	------	-------	---

■ **公害健康被害補償法** (1969旧法 1974～公健法)

認定 (水俣病である) →補償協定*	1789	493	705	2987	A
棄却 (水俣病ではない)	約12000	3674	1388	約17000	
未処分 カッコは国審査会での審査希望者:内数	1229 (11)	908 (2)	167	2304 (13)	X

*チッソ、関西勝訴原告6人には補償協定調印拒否 a

■ **1995-96 第一次政治決着** (5ヶ月限定受付)

判定 (260万円+医療手帳)	7992	2361	799	11152	B
保健手帳のみ	842	347	35	1224	b
非該当	1296	485	113	1894	

■ **2010-12 和解・特措法** (2年2ヶ月限定受付)

司法和解 (不知火患者会・阿賀野患者会)	2772		171	2943	C	
特措法	「被害者」判定 (210万円+被害者手帳)	19306	11127	1811	32244	D
	手帳のみ	18307	4416	114	22837	d
	非該当	5144	4428	77	9649	
	未判定・異議申立(審査中)			106	106	

■ **訴訟等での賠償確定者** 1973 東京交渉 3 1985 二次訴訟 4 2004 関西訴訟 54

61 E